

大学の世界展開力強化事業

～グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援～

Q & A

令和7年4月

文部科学省高等教育局
参事官（国際担当）

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部大学連携課

目 次

※本項目立ては、公募要領の項目と一致させています。

2. プログラムについて-----	1
(1) 申請対象となるプログラム-----	1
Q 2－(1)－① インドもしくはアフリカ諸国に加えて、第三国を連携対象とすることは可能か。	1
Q 2－(1)－② プログラムの対象分野は限定されているか。-----	1
Q 2－(1)－③ プログラムの「対象の課程は限定しません」とあるが、学士課程のみ（もしくは修士課程のみ、博士課程のみ）での申請は可能か。-----	1
Q 2－(1)－④ 本事業に申請するプログラムの計画には、「公募要領 2. (1) 申請対象」に掲げられている事項の全てを含めなければならないのか。-----	1
Q 2－(1)－⑤ 「公募要領 2. (1) 申請対象」に掲げられている事項について、特に審査において重視される事項はあるか。-----	1
Q 2－(1)－⑥ <質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施>② i において、国際共同学位カリキュラムや履修証明、マイクロクレデンシャルなどが例示されているが、特別研究科目（特別研究）の単位認定や、コチュテル（※）等に関する交流プログラムも対象となるか。-----	2
Q 2－(1)－⑦ ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーの交流プログラムの構築・実施に当たり、留意すべきガイドラインなどはあるか。-----	2
Q 2－(1)－⑧ 日本人の学部卒業生/修士修了生を海外連携大学の修士/博士課程により多く進学させるため、もしくは、海外連携大学の学部卒業生/修士修了生を自大学の修士/博士課程により多く進学させるための枠組み作りは申請の対象になるか。-----	2
Q 2－(1)－⑨ 研究交流も対象となるのか。プログラムの中で、学生を調査研究に従事させることもできるのか。-----	2
Q 2－(1)－⑩ 短期交流やオンライン交流を含めることは可能か。-----	2
Q 2－(1)－⑪ 中・長期、短期の交流期間の基準はあるか。-----	3
Q 2－(1)－⑫ 単位の認定について、単位の相互認定や、それぞれ単位認定することが考えられるが、どちらでも可能か。-----	3
Q 2－(1)－⑬ 学生の 1 回の滞在期間に制限はあるか。-----	3
Q 2－(1)－⑭ 国内連携大学ではないが、プログラム実施の上で他の国内大学を、「国内協力校」と位置付けて協力いただくことは可能か。可能な場合、注意すべき点はあるか。-----	3
Q 2－(1)－⑮ 国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生を参加させてもよいのか。-----	3
Q 2－(1)－⑯ 講義等において使用する言語は英語でなければならないのか。-----	3

Q 2－(1)－⑰	＜質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施＞④において、「国内外の地域で、連携大学に限らない、企業や研究所、NPO・NGO、国際機関等における交流（インターンシップなど）の実施」とあるが、インターンシップの他にどのような取組が想定されるか。-----	3
Q 2－(1)－⑱	インターンシップについて、オンラインによる実施でも構わないか。-----	4
Q 2－(1)－⑲	質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施に当たり、留意すべきガイドライン等はあるか。-----	4
Q 2－(1)－⑳	＜大学全体の国際通用性ある体制の構築＞⑥において、「学修歴証明のデジタル化や、マイクロクレデンシャルなどの発行・活用を図る」とあるが、具体的に何を指すのか。-----	4
Q 2－(1)－㉑	学修歴証明のデジタル化について、最低限実施すべき要件はあるか。-----	4
Q 2－(1)－㉒	学修歴証明のデジタル化にあたり、留意すべきガイドラインなどはあるか。----	4
Q 2－(1)－㉓	＜プログラム自走化のための戦略的経営マネジメント改革＞⑨において、「学生等からの適正な対価の徴収」とあるが、具体的に何を指すのか。-----	4
Q 2－(1)－㉔	＜プログラムの横展開・波及等＞なお書きにおいて、「横展開・波及に際して、JV-Campus に提供した教育コンテンツの作成・公表等を積極的に活用することを推奨する」とあるが、横展開・波及に際して JV-Campus を積極的に活用することを推奨するという趣旨か。-----	5
Q 2－(1)－㉕	申請プログラムの代表申請大学に、過去5年間に大学の世界展開力強化事業への選定実績がない場合であっても、国内連携大学に選定実績があった場合、申請にあたって選定実績のある大学としての要件（ <u>必須となる取組</u> ⑬）に基づいて記載する必要があるか。-----	5
Q 2－(1)－㉖	過去5年間に大学の世界展開力強化事業において「国内連携大学」として参加しているプログラムについても、大学の選定実績に含まれるか。-----	5
Q 2－(1)－㉗	JV-Campus の利用は必須か。-----	5
Q 2－(1)－㉘	JV-Campus の具体的な利用方法や利用手続き等については、どのように確認すればよいか。-----	6
Q 2－(1)－㉙	各指標の達成目標については、高ければ高いほど良いのか。-----	6
Q 2－(1)－㉚	「プログラムにおける運営経費（人件費含む）」の定義は何か。-----	6
Q 2－(1)－㉛	現金換算が可能な資源とは何か。-----	6
Q 2－(1)－㉜	寄附金を学外資源として計上する場合、プログラムに対するものとして直接受領した寄附金のみを計上できるのか。-----	7
Q 2－(1)－㉝	学外資源として、他の補助金を含めてよいか。-----	7
Q 2－(1)－㉞	「外国語力基準」とは何か。-----	7
Q 2－(1)－㉟	必須指標⑥「プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数」とあるが、この場合の「留学」は、オンラインのみの学生交流も含まれるのか。-----	7
Q 2－(1)－㊱	＜大学の国際通用性ある体制の構築＞①において、「カリキュラムや学事暦の柔軟	

化」とあるが、海外連携大学とのアカデミックカレンダーの相違に配慮するため、入学時期を4月以外とすることを推進しなければならないのか。-----	7
Q2-(1)-⑳ 「ロジックモデルを構築できることが望ましい」とあるが、ロジックモデルのフォーマットとして、参照できるものはあるか。-----	8
(2) 選定件数 -----	8
Q2-(2)-① 他の補助事業にも申請する予定であるが、本プログラムへの申請件数は制限されるのか。-----	8
(3) 補助期間 -----	8
Q2-(3)-① 5年間の支援は確実なのか。-----	8
(4) プログラムの規模 -----	8
Q2-(4)-① 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。-----	8
Q2-(4)-② 補助金基準額に対して、基準まで計上しているプログラムとそれに満たない少額のプログラムでは有利・不利があるか。-----	9
3. 申請資格・要件等 -----	9
(1) 申請者等 -----	9
Q3-(1)-① 国内の複数大学合同での申請は可能か。-----	9
Q3-(1)-② 事業選定後、国内連携大学の追加は可能か-----	9
Q3-(1)-③ 大学以外の機関であっても国内連携機関（パートナー機関）となることのできるのか。-----	9
Q3-(1)-④ 単独で実施する取組より複数連携して実施する取組の方が望ましいのか。-----	9
Q3-(1)-⑤ 国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合、申請の代表機関となる主となる1つの大学とはどのように考えるべきか。-----	9
Q3-(1)-⑥ 海外連携大学について、複数の大学が参加することは可能か。-----	9
Q3-(1)-⑦ 事業選定後、海外連携大学の追加は可能か。-----	10
Q3-(1)-⑧ 本事業に申請する場合、海外連携大学と事前に調整する必要があるか。-----	10
Q3-(1)-⑨ 大学以外の機関であっても海外連携機関（パートナー機関）となることのできるのか。-----	10
Q3-(1)-⑩ 海外連携大学への分担金の配分は可能か。-----	10
Q3-(1)-⑪ 全学的な取組でなければ申請できないのか。-----	10

(3) 申請資格-----10

Q3-(3)-① 「学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、『不適合』の判定を受けている大学」は申請できないとあるが、第3項の専門職大学院の認証評価についても適用されるのか。-----10

Q3-(3)-② 認証評価の結果、適合の認定を受けられなかった大学が、適合の認定を受けられなかった事由となった事項について、申請時までには再度の評価（いわゆる追評価）を受け、改善されたと認められている場合、事業へ申請することは可能か。-----11

Q3-(3)-③ 学士課程で収容定員充足率が一つの学部で70%未満の場合、申請できるか。--11

Q3-(3)-④ 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。-----11

(4) 申請要件-----11

Q3-(4)-① 申請要件は全て達成する必要があるか。-----11

Q3-(4)-② 申請要件は「令和8年3月までに確実に達成すること」とあるが、例えば学則の改正だけでは足りず、改正した学則が令和8年3月までに運用されている必要があるか。-----11

Q3-(4)-③ 「申請時点で他の再推費事業に既に採択されている大学等において、申請要件を確実に達成していること。」とあるが、既に採択されている事業において、令和7年3月末までの達成が要件であった場合に、申請時点で達成できていなかった場合は、その時点で申請対象外となるか。-11

Q3-(4)-④ 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるか。-----11

Q3-(4)-⑤ 申請要件を維持又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。-----12

Q3-(4)-⑥ 申請要件のうち、FDの形態・回数・実施内容について定めはあるか。-----12

Q3-(4)-⑦ CAP制は必ず採用する必要があるか（大学において、CAP制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか）。-----12

Q3-(4)-⑧ 令和8年度に開校予定の大学でも申請可能か。-----12

4. 申請書の作成-----12

(1) 申請書等-----12

Q4-(1)-① 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとすべきか。-----12

Q4-(1)-② 様式の改変はできないのか。-----12

Q4-(1)-③ [基本情報]「事業責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。-----12

Q4-(1)-④ [基本情報]「本事業経費」はどのように記入すればよいのか。-----13

Q 4－(1)－⑤	[基本情報]「本事業事務総括者部課の連絡先」を記入する目的は何か。-----	13
Q 4－(1)－⑥	計画調書の各項目の説明文に記載されている事項については全て記入する必要があるか。-----	13
Q 4－(1)－⑦	計画調書の様式 1「質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的」の必須指標②に記入する「一定の外国語力基準を達成する日本人学生数の推移について」とは、どのように記入するのか。-----	13
Q 4－(1)－⑧	「日本人学生」の定義及び計画調書の様式 1「質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的」の必須指標③に記入する「日本人学生数」の定義はあるか。-----	14
Q 4－(1)－⑨	「外国人学生」の定義及び計画調書の様式 1「質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的」の必須指標④に記入する「外国人学生数」の定義はあるか。(「留学」の在留資格を有する者の数のみでよい。) -----	14
Q 4－(1)－⑩	交流人数のカウントについて、①一つの交流プログラムにおいて、同一の学生を複数回派遣する場合は、どのようにカウントすればよい。②一回の派遣で、複数の国・地域(大学)を回る交流プログラムに参加する学生については、どのようにカウントすればよい。その場合、計画調書様式 1 ⑤はどのように記入すればよい。また、①②とも、受入に関してはどのようにカウントすればよい。-----	14
Q 4－(1)－⑪	計画調書の様式 1 ③④に記入する「実際に渡航する学生」には、実渡航とオンラインを組み合わせるハイブリッドの学生を含めてもよいのか。-----	14
Q 4－(1)－⑫	計画調書の様式 11「補助期間における各経費の明細」はどのように記載したらよい。-----	15
Q 4－(1)－⑬	計画調書の様式 11「補助期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点は何。-----	15
Q 4－(1)－⑭	計画調書の様式 5で「相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付」とあるが、申請の段階で大学間交流協定の締結が必須なのか。-----	15
Q 4－(1)－⑮	計画調書の様式 9「留学モビリティのための基礎的環境整備」②で「外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか」とあるが、具体的に何を行えばよい。-----	15

5. 選定方法等 -----16

(2) プログラム委員会による意見 -----16

Q 5－(2)－①	事業計画が選定される際に、委員会から「事業の改善のための意見」が付された場合、計画調書の計画を修正して再提出する必要があるか。-----	16
-----------	--	----

6. プログラムの実施と評価等 -----16

(1) 実施体制-----	16
Q 6－(1)－①「プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みの構築や、プログラム参加学生に対するアンケートを実施するなど、適切な体制を整備してください。」と記載されているが、必ず外部委員会等を設置しなければならないのか。-----	16
(3) 成果の発信・普及-----	16
Q 6－(3)－① 大学の国際化促進フォーラムへの入会は必須か。-----	16
7. 申請書等の提出 -----	16
(1) 提出方法-----	16
Q 7－(1)－① 計画調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。-----	16
8. 補助金の交付等 -----	16
(1) 補助金の交付-----	16
Q 8－(1)－① 本補助事業に間接経費の配分はあるのか。-----	16
Q 8－(1)－② 本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。-----	17
Q 8－(1)－③ 補助対象経費の総額は、補助金申請額と大学負担額を合計した金額とあるが、この場合の大学負担額には、海外連携大学が負担する経費も含めることを想定しているのか。-----	17
Q 8－(1)－④ 海外連携大学の備品等を購入することは可能か。-----	17
Q 8－(1)－⑤ プログラムで実施する取組に国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生をTA や SA のような立場で参加させる場合に、当該学生に対して旅費や交通費を本補助金から支出することは可能か。-----	17
Q 8－(1)－⑥ 学生への修学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。-----	17
Q 8－(1)－⑦ 公募要領（別添 3）「学生支援経費は、原則として補助対象経費の総額の 30%を超えないでください。」とは、どういう意味か。-----	18
Q 8－(1)－⑧ 学生支援経費にて学生の派遣を行う際に、日本を含まない 2 国間、例えばアフリカ諸国間の交流において、補助金から旅費を支出することは可能か。-----	18
Q 8－(1)－⑨ 学生への支援として航空券代や宿泊費を支援する場合、大学が主体となって契約しなければならないのか。-----	18
Q 8－(1)－⑩ 学生がプログラムに参加するに際し、授業料やプログラム受講料が必要となる場合、当該費用に対して補助金を充当することは可能か。-----	18

Q 8－(1)－⑪ 海外へ派遣する学生に対し、学生支援経費を支出する場合、その対象は日本人学生（日本国籍を有する学生）に限定されるか。-----	18
Q 8－(1)－⑫ 学生支援経費による支援の対象となる学生の選考に関する規程を定めるに当たっての留意点はあるか。-----	18
Q 8－(1)－⑬ プログラムの中で学生が施設見学等を実施する場合、当該施設見学にかかる費用（施設見学料等）を支出することは可能か。-----	19
Q 8－(1)－⑭ 学生のプログラムの参加に係る電車代について、学生支援経費として支出可能か。-----	19
Q 8－(1)－⑮ 学生支援経費として、国内移動に係る交通費や乗車回数券等には原則として使用できないと記載されているが、例外的に使用できる場合としてはどのようなことが想定されるか。---	19
Q 8－(1)－⑯ 受入れた外国人学生の宿舎として大学自己所有の留学生宿舎を借上げるために本補助金から支出することは可能か。-----	19
Q 8－(1)－⑰ 宿泊施設を利用する際の朝食等の食事代は支出可能か。-----	19
Q 8－(1)－⑱ 学生の海外への派遣及び海外からの受入に係る「旅券」や「査証」等の取得・申請手数料に対し、学生支援経費として補助金から支出を行うことは可能か。また、学生支援の経費として宿舎借上のための施設・設備使用料への支出を行う場合、当該宿舎使用に係る「電気代」や「水道代」を宿舎借上のための施設・設備使用料に含めてよい。-----	19
Q 8－(1)－⑲ 設備備品費、委託費、学生支援経費については、補助対象経費の総額を基準に上限が定められているが、補助対象経費は補助事業に要した補助対象経費の総額（実支出額）を指すのか、あるいは交付決定に係る補助対象経費の総額を指すのか。-----	20
Q 8－(1)－⑳ 本補助事業において、学生の受入・派遣に係る航空券を支給した学生に、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度による奨学金を支給することは可能か。-	20
Q 8－(1)－㉑ 海外留学支援制度の令和7年度分の希望数について、「公募申請時に別添の書類にてご提出ください」と記載されているが、どのように提出すればよいのか。-----	20

9. その他 -----20

Q 9－(1)－① その他、プログラムの構築・実施にあたり積極的な対応が望まれることはあるか。-----	20
Q 9－(1)－② プログラムを構築する上で、連携が期待されるアフリカにおける枠組み例はあるか。-----	20
Q 9－(1)－③ その他、プログラムの構築・実施にあたり積極的な対応が望まれることはあるか。-----	21
Q 9－(1)－④ Q 9－(1)－③で言及されている「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の	

大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」とは何か。どこまで公表すればよいのか。----- 21

Q9-(1)-⑤ プログラムを構想するにあたり、大学における国際化に向けた取組や、国際的な業務に従事する専門職員の育成等に当たって、参考になる資料は何かあるか。----- 21

※本項目立ては、公募要領の項目と一致させています。

2. プログラムについて

(1) 申請対象となるプログラム

Q 2 - (1) - ① インドもしくはアフリカ諸国に加えて、第三国を連携対象とすることは可能か。

A. インドとアフリカ諸国の国際交流を進展させることを目的とする場合に限り、インドとアフリカ諸国以外の第三国を入れることは可能です。ただし、第三国と連携することの必然性を整理したうえで、計画調書に明記してください。

Q 2 - (1) - ② プログラムの対象分野は限定されているか。

A. 令和7年度については、プログラムの対象分野を限定しません。

Q 2 - (1) - ③ プログラムの「対象の課程は限定しません」とあるが、学士課程のみ（もしくは修士課程のみ、博士課程のみ）での申請は可能か。

A. 学士課程のみ、修士課程のみ、博士課程のみといった申請は可能です。ただし、複数の課程にまたがることでプログラムの質の向上や参加学生の増加・成長に繋がるものであることが望ましいと考えています。

Q 2 - (1) - ④ 本事業に申請するプログラムの計画には、「公募要領2. (1) 申請対象」に掲げられている事項の全てを含めなければならないのか。

A. 「公募要領2. (1) 申請対象」のうち、**必須となる取組**に記載されている事項については、事業計画の枠組みとなりますので、計画調書に全ての事項を含める必要があります。

一方、**期待される取組（加点事項）**に記載されている事項については、いずれかの内容が含まれていないからといって申請できないものではありませんが、これらの事項を踏まえて設定された審査項目及び審査の観点※により審査を行いますので、これらの事項に留意した事業計画を策定することが期待されます。

※「審査項目及び審査の観点」の詳細は審査要項をご確認ください。

Q 2 - (1) - ⑤ 「公募要領2. (1) 申請対象」に掲げられている事項について、特に審査において重視される事項はあるか。

A. 審査要項において、審査項目ごとにその重要性に応じた係数を示していますので、これらの重要性に留意して計画調書を作成することを推奨します。詳細は審査要項をご確認ください。

必須となる取組

Q2-(1)-⑥ <質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施>② iにおいて、国際共同学位カリキュラムや履修証明、マイクロレデンシャルなどが例示されているが、特別研究科目（特別研究）の単位認定や、コチュテル（※）等に関する交流プログラムも対象となるか。

A. いずれも、体系性を高い水準で確保するものであり、かつその他の必須となる取組及び申請要件を満たすものであれば、対象となります。

※コチュテルについては、主に大学院の学生に対して連携する大学と共同で研究指導等を行うプログラムを指しますが、これについては、学位の出され方、入学者選抜の取扱い、授業料徴収方法等が大学ごとに異なるケースが見られるため、コチュテルという用語を使用する場合には、学生等が正しく理解できるよう丁寧な説明を心がける必要があります。詳細は以下のガイドラインをご参照ください。

mext.go.jp/content/20220325-mxt_koutou03-10001504_01.pdf

Q2-(1)-⑦ ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーの交流プログラムの構築・実施に当たり、留意すべきガイドラインなどはあるか。

A. 「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（改定第2版）」を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm

Q2-(1)-⑧ 日本人の学部卒業生/修士修了生を海外連携大学の修士/博士課程により多く進学させるため、もしくは、海外連携大学の学部卒業生/修士修了生を自大学の修士/博士課程により多く進学させるための枠組み作りは申請の対象になるか。

A. 補助金の性質上、単なる海外大学への進学支援/自大学への進学支援の枠組みは申請対象外です。あくまで、自大学に籍をおく学生/海外連携大学に籍をおく学生の交流を促進するための枠組みとしてください。

なお、ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーなど、（派遣学生の場合）自大学/（受入学生の場合）海外連携大学にも籍をおく場合の留学支援等をプログラムの一部とすることは可能です。

Q2-(1)-⑨ 研究交流も対象となるのか。プログラムの中で、学生を調査研究に従事させることもできるのか。

A. 本事業は、学生の教育を目的とした補助事業となりますので、原則として教育交流が支援の対象となります。申請される事業計画と関連性のない調査研究に学生を参加させる場合は、支援の対象となりませんのでご注意ください。ただし、交流プログラム構築に係る教員交流や、大学院レベルの学生の教育を目的とした研究交流など、事業計画の一環として体系的に実施される場合は支援の対象となります。

Q2-(1)-⑩ 短期交流やオンライン交流を含めることは可能か。

A. 可能です。ただし、短期交流やオンライン交流がプログラムの中心になるものではなく、あくまで、より中長期の実渡航数の増加や教育効果を最大限に高めることがプログラムの中心であることが前提です。

Q 2 - (1) - ⑪ 中・長期、短期の交流期間の基準はあるか。

A. 本プログラムでは、短期は 30 日未満、中期は 30 日以上 3 か月未満、長期は 3 か月以上と整理しています。

Q 2 - (1) - ⑫ 単位の認定について、単位の相互認定や、それぞれ単位認定することが考えられるが、どちらでも可能か。

A. 単位の認定に関しては、いずれの方法でもかまいませんが、認定に至る成績評価の水準やその一貫性を維持することについて、海外連携大学と十分に調整し、共通認識を整理したうえで実施してください。

Q 2 - (1) - ⑬ 学生の 1 回の滞在期間に制限はあるか。

A. 学生の 1 回の滞在期間に制限はありません。

Q 2 - (1) - ⑭ 国内連携大学ではないが、プログラム実施の上で他の国内大学を、「国内協力校」と位置付けて協力いただくことは可能か。可能な場合、注意すべき点はあるか。

A. 国内連携大学以外の大学を「国内協力校」と位置付けて協力いただくことは可能です。ただし、国内協力校の学生に対しては、補助金から学生支援経費を支出することはできず、計画調書等においても、交流する日本人学生数に含めることはできません。

Q 2 - (1) - ⑮ 国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生を参加させてもよいのか。

A. 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展・横展開・波及への貢献は、本プログラムの趣旨に沿ったものであり、可能な取組（例えばサマープログラムなど）について、国内連携大学・海外連携大学ではない他大学の学生も参加させることは可能です。ただし、国内連携大学・海外連携大学ではない他大学の学生に対して、補助金から学生支援経費を支出することはできません。また、計画調書等においても、交流学生数に含めることはできません。

Q 2 - (1) - ⑯ 講義等において使用する言語は英語でなければならないのか。

A. 講義等において使用する言語に制約はありません。各プログラムの趣旨、内容、学位課程、学生のニーズなどに応じて適切な言語を決定してください。

Q 2 - (1) - ⑰ <質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施>④において、「国内外の地域で、連携大学に限らない、企業や研究所、NPO・NGO、国際機関等における交流（インターンシップなど）の実施」とあるが、インターンシップの他にどのような取組が想定されるか。

A. 例えば地域社会の課題解決を目的としたサービスラーニングや研究機関でのリサーチインターンシップなども想定されます。日本人学生・外国人学生それぞれの将来のキャリア形成につながるものとして計画・実施する必要があることにご留意ください。

Q 2 - (1) - ⑱ インターンシップについて、オンラインによる実施でも構わないか。

- A. 一部オンラインを活用したインターンシップを計画に含めることは問題ありません。ただし、対面で実施することの効果や重要性も踏まえて実施するよう工夫してください。

Q 2 - (1) - ⑲ 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施に当たり、留意すべきガイドライン等はあるか。

- A. 例えば、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の「高等教育の資格の承認に関する世界規約」では、「部分的な修学の承認」や、「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評定の趣旨や考え方を示しています。これらを十分に理解したうえで、プログラムを構築・実施してください。
https://www.mext.go.jp/content/20220921-mxt_koktou01-100014805-1.pdf

Q 2 - (1) - ⑳ <大学全体の国際通用性ある体制の構築>⑥において、「学修歴証明のデジタル化や、マイクロクレデンシャルなどの発行・活用を図る」とあるが、具体的に何を指すのか。

- A. 申請大学から海外大学への進学や留学をする際に適切・円滑に受領されうる技術面・内容面において国際通用性が担保されるデジタル学修歴証明やマイクロクレデンシャルの発行、申請大学における入学試験等において海外高校や大学等が発行したデジタル学修歴証明等が適切・円滑に正式な入学資格として扱われる体制やシステムの整備等を図ることを指します。

Q 2 - (1) - ㉑ 学修歴証明のデジタル化について、最低限実施すべき要件はあるか。

- A. 海外相手大学において成績証明書が電子的に発行される場合、自大学の学生が海外相手大学で履修した科目の成績証明書類を電子媒体で受領したり、自大学が発行する成績証明書類を電子的に発行できるような体制を整えていくことが望ましく、少なくとも学修歴証明のデジタル化に向けた取り組みに着手することについて、具体的に計画調書に記載することを要件としています。
※参考 一般社団法人国際教育研究コンソーシアムが実施する「学修歴証明書デジタル化実証実験」
<http://recsie.or.jp/project/digital-fce>

Q 2 - (1) - ㉒ 学修歴証明のデジタル化にあたり、留意すべきガイドラインなどはあるか。

- A. 以下 URL の「文部科学省 令和5年度先導的大学改革推進委託事業 大学等における学修歴証明書のデジタル化の導入及び普及展開に関する調査研究「デジタル学修歴証明導入手引き」」などを参照してください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418410_00005.htm

Q 2 - (1) - ㉓ <プログラム自走化のための戦略的経営マネジメント改革>⑨において、「学生等からの適正な対価の徴収」とあるが、具体的に何を指すのか。

- A. 例えば学生が短期サマープログラムなどに参加するにあたり発生する必要経費の一部又は全部を、プログラム受講料として適正に学生から徴収することを指します。学生等からの対価の徴収の検討・実施にあたっては、プログラムが補助金で構築・実施されていること、補助事業期間終了後の自走化に向けた準備・対応等も踏まえて公平性・透明性ある意思決定過程を経て進めてください。

Q 2 - (1) - ㉔ <プログラムの横展開・波及等>なお書きにおいて、「横展開・波及に際して、JV-Campus に提供した教育コンテンツの作成・公表等を積極的に活用することを推奨する」とあるが、横展開・波及に際して JV-Campus を積極的に活用することを推奨するという趣旨か。

A. そのとおりです。作成した教育コンテンツの公表に際し、JV-Campus を積極的に活用することを推奨する趣旨です。ただし、既に JV-Campus と同等の機能・システムを活用しており、その有効性・経済性が明らかな場合は、その内容（横展開・波及に関するものを含む）を計画調書に記載してください。

Q 2 - (1) - ㉕ 申請プログラムの代表申請大学に、過去 5 年間に大学の世界展開力強化事業への選定実績がない場合であっても、国内連携大学に選定実績があった場合、申請にあたって選定実績のある大学としての要件（必須となる取組⑬）に基づいて記載する必要があるか。

A. 当該要件については、代表申請大学の選定実績の有無のみを考慮いたしますので、国内連携大学の選定実績の有無については問いません。

Q 2 - (1) - ㉖ 過去 5 年間に大学の世界展開力強化事業において「国内連携大学」として参加しているプログラムについても、大学の選定実績に含まれるか。

A. <選定実績の有無を踏まえたプログラムの構築・実施>の要件については、過去 5 年間における代表申請大学としての実績を考慮するため、国内連携大学として参加しているプログラムは実績には含みません。ただし、申請にあたり、必須となる取組⑭において A) を選択した場合、代表申請大学が国内連携大学として参加した事業をモデルプログラムとすることは認められませんのでご注意ください。

Q 2 - (1) - ㉗ JV-Campus の利用は必須か。

A. JV-Campus の利用は必須ではございませんが、積極的な活用を推奨します。ただし、既に JV-Campus と同等の機能・システムを活用しており、その有効性・経済性が明らかな場合は、その内容（質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施、学修歴証明のデジタル化やマイクロレデンシャルなどの発行・活用、横展開・波及に関するものを含む）を計画調書に記載してください。

Q 2 - (1) - ②⑧ JV-Campus の具体的な利用方法や利用手続き等については、どのように確認すればよいか。

A. JV-Campus では、各機関に対して、個別機関 Box という各大学が独自のコンテンツを発信する Box を提供します。個別機関 Box からは、①ポータルとしてご利用いただき、各機関のコンテンツにリンクを張るという形でのご利用方法と、②JV-Campus を LMS/Mooc として使用し、コンテンツそのものも JV-Campus ドメイン上から発信する、という 2 つのオプションでの利用が可能です。ご利用の際には、個別機関 Box 利用規約を承知の上、同意書を提出していただきます。

また、各機関が連携する海外機関のコンテンツ発信には、①各機関が持つ個別機関 Box の中に海外機関のコンテンツを入れて発信する方法、②海外機関が独自に個別機関 Box を持ってコンテンツを発信する方法、があります。各機関が持つ個別機関 Box から海外機関のコンテンツを発信する場合は、著作権等を含めて、各機関が海外機関のコンテンツに関して責任を負うこととなります。海外機関が独自に個別機関 Box を持ってコンテンツを発信する場合には、海外機関に JV-Campus の個別機関 Box 利用規約を承認いただき同意書を提出していただく必要があります、同意書が提出されない場合には JV-Campus からのコンテンツ発信はできません。

上記の他、以下の JV-Campus ホームページに必要な説明資料等が掲載されています。不明な点については、JV-Campus 事務局に直接ご確認ください。

<https://www.jv-campus.org/terms-provider/individual-institution-box-usage-agreement/>

なお、特定の個別機関 Box から配信されるコンテンツの著作権等の権利は、その個別機関 Box を利用している機関に帰属されるものです。JV-Campus は、公衆送信者として公衆送信によりユーザにプラットフォームサービスを提供するために必要な範囲に限り、個別機関 Box から配信されるコンテンツを利用することができるものとします。

必須指標の設定

Q 2 - (1) - ②⑨ 各指標の達成目標については、高ければ高いほど良いのか。

A. 達成目標として設定する目標については、一義的には目標値が高いほど評価される性格を有しているものの、すべての指標が高ければ高いほど良いというものではありません。大学それぞれの歴史や理念、強み・特色を踏まえ、設定する数値目標は、実現可能性があり、かつ魅力的な構想を実現するための「最適値」であることが重要です。

Q 2 - (1) - ③⑩ 「プログラムにおける運営経費（人件費含む）」の定義は何か。

A. プログラムにおける補助対象経費の総額（補助金額＋自己負担額）に、学外資源を加算した金額を、「プログラムにおける運営経費（人件費含む）」としています。

Q 2 - (1) - ③⑪ 現金換算が可能な資源とは何か。

A. 学外資源には、現金等の寄附の他に、①現物寄附のような資産として現金換算を行うもの、②廉価又は無償での提供等により現金の支出が生じないものがありますが、この①、②を共に「現金換算可能な資源」として位置付け、学外資源として含むことができます。

（現金換算可能な資源の例・・・①、②の別）

- ・ 人件費（企業等による無償の人材派遣・・・② など）
- ・ 物件費（企業等による実験機器や什器、試料等の無償提供・・・① など）
- ・ 事業費（企業等による廉価もしくは無償で提供される施設・設備使用料の本来支払額との差額・・・②や、光熱水料・賃料等の負担・・・①又は② など）

なお、判断に迷われる場合は、必要に応じて個別に文部科学省にお問い合わせください。

Q 2 - (1) - ③② 寄附金を学外資源として計上する場合、プログラムに対するものとして直接受領した寄附金のみを計上できるのか。

A. 寄附金を学外資源として計上する場合には、プログラムに対する寄附以外に、例えば大学全体に対する寄附（使途が特定されていない寄附金、使途が「教育支援」「学生支援」等）といったものも、寄附目的や寄附金全体の経理状況に照らしてプログラムに係るものとして説明可能（寄附の実績報告書に「令和7年度採択大学の世界展開力強化事業に対する支援分」等と明記）であれば、計上可能とします。

Q 2 - (1) - ③③ 学外資源として、他の補助金を含めてよいのか。

A. 学外資源として、他の補助金を含めることはできません。「国際化拠点整備事業費補助金Q & A」Q 1 - 7に記載のとおり、他の補助金等から経費措置を受けているものと重複する部分を含む場合は、本補助金の交付を受けることはできませんのでご注意ください。

Q 2 - (1) - ③④ 「外国語力基準」とは何か。

A. 「外国語力基準」とは、客観的な手法・指標により測定された学生の語学力の水準を想定しており、例えば、英語能力の場合大学が自ら開発した客観的な指標の使用を推奨しますが、その他にも TOEIC や TOEFL、IELTS 等の外部試験等を利用（※）することも考えられます。プログラムで大学が設定した養成する人物像に照らし、必要とされる水準を設定してください。

※ただし、本補助金において、TOEIC 等の、一般的に学生本人が負担することが適当と考えらえる経費を支出することはできませんのでご注意ください。（「国際化拠点整備事業費補助金Q & A」Q 3 - 47 参照）

Q 2 - (1) - ③⑤ 必須指標⑥「プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数」とあるが、この場合の「留学」は、オンラインのみの学生交流も含まれるのか。

A. オンラインのみの学生交流、海外で実施される学会への参加については、これに含まれません。プログラムにおいて、実渡航を伴う留学により日本人学生が取得した単位数を指標として設定してください。

期待される取組（加点事項）

Q 2 - (1) - ③⑥ <大学の国際通用性ある体制の構築>①において、「カリキュラムや学事暦の柔軟化」とあるが、海外連携大学とのアカデミックカレンダーの相違に配慮するため、入学時期を4月以外とすることを推進しなければならないのか。

A. 4月以外の入学時期の導入を求めるものではありません。連携先の国・地域や海外連携大学の制度を十分に考慮し、学生の円滑な留学や卒業/修了後の進学・就職が可能となるよう、学内の制度的対応や学生への個別の支援を実施することが望まれます。

任意指標の設定（加点事項）

Q 2 - (1) - ③ 「ロジックモデルを構築できることが望ましい」とあるが、ロジックモデルのフォーマットとして、参照できるものはあるか。

A. 公募説明会資料にて、大学の世界展開力強化事業のロジックモデルを掲載していますので、適宜ご参照ください。ただし、あくまで「大学の世界展開力強化事業」全体のロジックモデルのため、このまま各大学で使用することは適切ではありません。各大学でロジックモデルを作成する際には、各大学の申請プログラムの特色や強みなどを検討・反映していただく必要がありますのでご注意ください。

（２）選定件数

Q 2 - (2) - ① 他の補助事業にも申請する予定であるが、本プログラムへの申請件数は制限されるのか。

A. 他の補助事業への申請によって、本プログラムへの申請件数が制限されることはありません。ただし、両方で選定された場合、事業の内容に重複があると本プログラムとして経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請してください。

（３）補助期間

Q 2 - (3) - ① ５年間の支援は確実なのか。

A. 国の財政事情等により５年間で必ず保証するものではありません。また、毎年度のフォローアップ活動及び支援開始から３年目に実施する中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。なお、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。

（４）プログラムの規模

Q 2 - (4) - ① 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。

A. 補助期間の計画策定に当たり、本プログラムの予算額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の 2/3 に、最終年度は当初配分額の 1/3 に逡減させることを予定しているため、毎年度の予算計上は、その年度に実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助金申請額の上限を超えない範囲で必要な金額を計上してください。また、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大であったり不必要な経費を計上したりすることは評価に影響すると考えてください。なお、次年度以降の本プログラム全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て、決定されることとなりますので、事業計画期間中の計画額が必ず保証されるものではないこと、また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、補助期間終了後の適切な資金計画を作成してください。

Q 2 - (4) - ② 補助金基準額に対して、基準まで計上しているプログラムとそれに満たない少額のプログラムでは有利・不利があるか。

- A. 審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。大学やプログラムの規模において、事業実施に必要な経費を計上してください。また、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに過大であったり不必要な経費を計上したりすることは、評価に影響しますのでご注意ください。なお、本補助金は厳しい財政状況の中、基盤的な財政支援に加えて国が政策誘導的に支援するものですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう事業計画を作成してください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

Q 3 - (1) - ① 国内の複数大学合同での申請は可能か。

- A. 国内の大学が複数連携して実施する取組も申請が認められます。その場合、主となる1つの大学が代表して申請することとなります。

Q 3 - (1) - ② 事業選定後、国内連携大学の追加は可能か

- A. 国内連携大学の追加は認めていません。

Q 3 - (1) - ③ 大学以外の機関であっても国内連携機関（パートナー機関）となることのできるのか。

- A. 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムを構築することが必要ですので、直接の国内連携相手は、学位授与権のある大学ですが、大学以外の機関（民間企業等含む）が取組に参加・協力することも可能です。ただし、大学以外の機関に対しては、謝金や委託費等による経費の支出は可能ですが、連携機関として経費を配分することはできませんのでご注意ください。なお、こうした機関が参加する場合は、その必然性・効果について計画調書内で十分に説明してください。

Q 3 - (1) - ④ 単独で実施する取組より複数連携して実施する取組の方が望ましいのか。

- A. 取組によっては、必ずしも複数で連携して取り組むことが適切でない場合もあり、一概に複数連携して実施する取組の方が望ましいということはありません。各プログラムの目的に応じて、適切にご判断ください。

Q 3 - (1) - ⑤ 国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合、申請の代表機関となる主となる1つの大学とはどのように考えるべきか。

- A. 申請される事業計画における海外連携大学との交流実績や関係などを勘案し、事業の実施の取りまとめを担うのに相応しい大学を関係大学間で協議の上、適切にご判断ください。

Q 3 - (1) - ⑥ 海外連携大学について、複数の大学が参加することは可能か。

- A. 海外連携大学数の要件はないため、複数の大学が参加することは可能です。また、単独大学との連携でも問題ありません。

Q 3 - (1) - ⑦ 事業選定後、海外連携大学の追加は可能か。

- A. 新たな海外の大学が事業計画に参画することについては、本事業の発展に貢献し得るものであることから、申請時の構想に対し、目標を下方修正又は計画を中止するものではないことや、プログラムの一貫性、質の維持・向上が妨げられないことなどの一定の条件の基で認めています。条件及び必要な手続きについては、必要に応じて個別に文部科学省にお問い合わせください。

Q 3 - (1) - ⑧ 本事業に申請する場合、海外連携大学と事前に調整する必要があるか。

- A. 実現可能なプログラムである必要があるため、申請前のできるだけ早い段階で、海外連携大学と事前調整を進めてください。ただし、必ずしも申請時点で大学間協定を締結している必要はございません。

Q 3 - (1) - ⑨ 大学以外の機関であっても海外連携機関（パートナー機関）となることのできるのか。

- A. 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムを構築することが必要ですので、直接の海外連携相手は、学位授与権のある大学ですが、大学以外の機関（民間企業等含む）が取組に参加・協力することも可能です。また、大学以外の機関に対しても、謝金や委託費等による経費の支出は可能です。

なお、こうした機関が参加する場合は、その必然性・効果について計画調書内で十分に説明してください。

Q 3 - (1) - ⑩ 海外連携大学への分担金の配分は可能か。

- A. 海外連携大学に対して、分担金を配分することはできません。分担金は国内連携大学にのみ配分可能ですので、ご注意ください。なお、海外連携大学に対して、謝金や委託費等による経費の支出は可能です。

Q 3 - (1) - ⑪ 全学的な取組でなければ申請できないのか。

- A. 一部の学部又は研究科等で実施するプログラムであっても申請の対象となります。ただし、本プログラムでは、質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施の他、大学全体の国際通用性ある体制の構築、プログラム自走化のための戦略的経営マネジメント改革、プログラムの横展開・波及等を求めている、これらは全学的な協力体制のもとで実現し得るものと考えています。全学的な教育改革の一環として、プログラムを実施する学部等のみならず、全学的な協力体制の下でプログラムを構築・実施してください。

(3) 申請資格

Q 3 - (3) - ① 「学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、『不適合』の判定を受けている大学」は申請できないとあるが、第 3 項の専門職大学院の認証評価についても適用されるのか。

- A. 第 3 項の専門職大学院の認証評価については含みません。当該大学の直近の認証評価結果において「不適合」の判定を受けていなければ申請可能です。

Q 3 - (3) - ② 認証評価の結果、適合の認定を受けられなかった大学が、適合の認定を受けられなかった事由となった事項について、申請時までには再度の評価（いわゆる追評価）を受け、改善されたと認められている場合、事業へ申請することは可能か。

A. 上記の場合、公募要領の申請資格に示す他のいずれの事項にも該当しない大学は、申請することが可能です。

Q 3 - (3) - ③ 学士課程で収容定員充足率が一つの学部で 70%未満の場合、申請できるか。

A. 学士課程全体のため、一つの学部で 70%未満でも全体で 70%以上であれば申請は可能です。

Q 3 - (3) - ④ 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

A. 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第 3 条第 1 項に該当し、令和 6 年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

(4) 申請要件

Q 3 - (4) - ① 申請要件は全て達成する必要があるか。

A. 全ての要件について申請時において達成しているか、令和 8 年 3 月までに確実に達成する必要があります。

Q 3 - (4) - ② 申請要件は「令和 8 年 3 月までに確実に達成すること」とあるが、例えば学則の改正だけでは足りず、改正した学則が令和 8 年 3 月までに運用されている必要があるか。

A. 学則を改正するだけではなく、改正した学則が運用され、申請要件のとおり『確実に達成』していると言える状況である必要がありますが、具体的な事案については、必要に応じて個別に文部科学省にお問い合わせください。

Q 3 - (4) - ③ 「申請時点で他の再推費事業に既に採択されている大学等において、申請要件を確実に達成していること。」とあるが、既に採択されている事業において、令和 7 年 3 月末までの達成が要件であった場合に、申請時点で達成できていなかった場合は、その時点で申請対象外となるか。

A. 既に採択されている事業については、それぞれの事業が定めた期日までに申請要件を確実に達成いただく必要があります。令和 7 年 3 月末までの達成が要件となっているものについては、本事業の申請時には既に達成済である必要がありますので、その達成の有無をご記載ください。（達成できていない場合、申請要件を満たしていないこととなり申請対象外となります。）
なお、他の再推費事業の申請要件として令和 7 年 4 月以降の達成が要件となっているものについても、期日までに確実に達成することが必要ですので、「未対応」欄に対応時期と、その時期が達成要件期日内であることが分かるように明記ください。（該当事業なしの場合、「対応済」「未対応」欄の双方に「-」とご記載ください。）

Q 3 - (4) - ④ 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるか。

A. 令和 8 年 3 月までに達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を打ち切るとともに大学名を公表します。

Q 3 - (4) - ⑤ 申請要件を維持又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。

- A. 申請要件を維持又は達成するための経費は本補助金から支出することはできません。本補助金は、あくまでも大学の世界展開力強化事業の目的を達成するための取組を支援するものです。

Q 3 - (4) - ⑥ 申請要件のうち、FD の形態・回数・実施内容について定めはあるか。

- A. 全専任教員（学部教育を担当しない教員を除く）のうち、4 分の 3 以上の者に対して年に 1 回以上の FD を実施することが最低要件です。実施形態や実施内容については申請者において設定してください（形式的なものではなく、実質的に教員の教育技術向上や認識共有を図るものとしてください）。

Q 3 - (4) - ⑦ CAP 制は必ず採用する必要があるか（大学において、CAP 制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか）。

- A. 要件の趣旨（この場合、単位の過剰登録防止）が達成できるのであれば、必ずしも CAP 制にこだわる必要はありません。GPA の導入についても同様です。

Q 3 - (4) - ⑧ 令和 8 年度に開校予定の大学でも申請可能か。

- A. 令和 7 年度以前に開校している大学が対象ですので、令和 8 年度以降に開校予定の大学は申請の対象外です。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

Q 4 - (1) - ① 図表を用いた場合でも文字は 10.5 ポイントとすべきか。

- A. 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、内容が明瞭で判読しやすい資料となるよう注意してください。

Q 4 - (1) - ② 様式の改変はできないのか。

- A. 指定した様式に、記入要領等に基づき記載してください。なお、項目の順番入れ替え等は認められません。

Q 4 - (1) - ③ 「基本情報」「事業責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。

- A. 事業責任者は申請する取組を実施する責任者となりますので、大学に所属する常勤の役員又は教員に限ります。

Q 4 - (1) - ④ [基本情報]「本事業経費」はどのように記入すればよいのか。

- A. 「本事業経費」については、「補助金申請額」を補助金基準額以内とし、「補助金申請額」と「大学負担額」の合計が「事業規模（総事業費）」と一致するように記入してください。逓減額（補助期間最終年度の前年は当初配分額の 2 / 3 に、最終年度は当初配分額の 1 / 3 に逓減させることを予定）にもご留意願います。

なお、当該記入欄に記入する金額は、様式 11「補助期間における各経費の明細」の「補助金申請額」、「大学負担額」、「事業規模（総事業費）」に記入した金額と一致するよう確認の上、記入してください。

Q 4 - (1) - ⑤ [基本情報]「本事業事務総括者部課の連絡先」を記入する目的は何か。

- A. 本プログラムに関することや面接審査の開催などについて、文部科学省や日本学術振興会からの連絡事項を確実に伝達し、学内に周知が図られるよう、大学側の窓口として「本事業事務総括者部課の連絡先」を設定し、必要な事項を記入してください。

なお、選定後の事業の実施に当たり、選定された大学に対して文部科学省や日本学術振興会からの連絡を行う際も、上記の担当者を通じて行うこととしています。そのため、計画調書提出後に上記の担当者に関する情報に変更があった場合は、速やかに文部科学省及び日本学術振興会に連絡してください。

Q 4 - (1) - ⑥ 計画調書の各項目の説明文に記載されている事項については全て記入する必要があるか。

- A. 計画調書の各項目の説明文に記載されている事項は、各項目を審査する上での観点として、審査要項に記入されている事項を整理したものです。列挙された事項に該当する実績、又は計画がある場合は、分かりやすく簡潔にもれなく記入してください。これらに加えて大学独自の有意義な取組がある場合は、説明文に記載されていない事項であっても記入することは可能です。なお、説明文に記載されている観点は、調書分量の確保のため、提出時には削除してください。

Q 4 - (1) - ⑦ 計画調書の様式 1「質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的」の必須指標②に記入する「一定の外国語力基準を達成する日本人学生数の推移について」とは、どのように記入するのか。

- A. 各プログラムの目的・計画内容等によるため一概には言えませんが、各プログラムにおける養成する人物像等に照らし、必要とされる外国語力基準を設定していただき、これを達成する学生数の推移を目標として設定してください。例えば、学部・学科別の達成基準を設定したり、階層的な基準を設定したりするなど、様々な設定方法が考えられますが、各プログラムの目的・計画内容を踏まえ、適切な方法を検討・設定してください。

なお、既に大学等全体で関係する基準の設定・把握等を行っており、プログラムの目的・計画内容等との整合性が取れる場合は、当該基準を活用いただいても構いません。

Q 4－（１）－⑧ 「日本人学生」の定義及び計画調書の様式１「質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的」の必須指標③に記入する「日本人学生数」の定義はあるか。

A. 「日本人学生」の定義は、原則、日本国籍を有し、申請大学で学位取得を目的として正規課程に在籍する学生となります。ただし、計画調書において達成目標として掲げる「日本人学生数」としては、事業の性質に鑑みた上で、その運用上支障がない場合（例：海外連携大学が日本国籍以外の留学生の受入を認めている場合）に限り、申請大学で学位取得を目的として正規課程に在籍する外国籍の学生を含めることを可としますが、日本国籍を有する学生数とのバランスに配慮してください。これらを踏まえて、日本人学生の定義に日本国籍を有する者以外の学生を含める場合、それらの学生の数や国籍等について、フォローアップ活動や中間評価、事後評価等で記載を求める可能性がありますので、各大学において申請時点において明確化し、把握しておくようご注意ください。

Q 4－（１）－⑨ 「外国人学生」の定義及び計画調書の様式１「質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的」の必須指標④に記入する「外国人学生数」の定義はあるか。（「留学」の在留資格を有する者の数のみでよい。）

A. 「外国人学生」の定義は、原則として日本国籍以外の留学生とします。また、計画調書において達成目標として掲げる「外国人学生数」としては、多様な留学生の受入を幅広く把握するとともに、短期留学の促進の観点から、「出入国管理及び難民認定法」別表１に定める「留学」の在留資格を有する者に加えて、事業計画における目標設定に応じて以下の者についても計上してください。

- ・「留学」の在留資格を有さない短期留学生（主として大学間交流協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、必ずしも学位取得を目的とせず、他国・地域の大学等における学修、異文化体験、語学の習得などを目的として、概ね１学年以内の１学期又は複数学期、教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受ける者のほか、単位取得やサーティフィケートの取得を目的として、１学期未満又は短期滞在として留学している者）
- ・「日本人の配偶者等」などの在留資格により大学に在学する者（ただし、計画調書の様式１「必須指標」③において「日本人学生数」にカウントした者を含めることは出来ません。）
- ・学位や単位の取得を目的とはしないものの、大学院生レベルの教育指導を受ける外国人研究者として当該大学が受け入れている者（短期留学生、研究生等）

Q 4－（１）－⑩ 交流人数のカウントについて、①一つの交流プログラムにおいて、同一の学生を複数回派遣する場合は、どのようにカウントすればよい。②一回の派遣で、複数の国・地域（大学）を回る交流プログラムに参加する学生については、どのようにカウントすればよい。その場合、計画調書様式１⑤はどのように記入すればよい。また、①②とも、受入に関してはどのようにカウントすればよい。

A. ①一回の派遣につき「１人」と延べ数でカウントしてください。

②派遣先ごとに重複してカウントはせず、「１人」とカウントしてください。計画調書の記入については、記入要領の記入例に従ってください。また、①②とも、受入に関しても同様にカウントしてください。

なお、交流期間が年度をまたぐ場合のカウントは、派遣した最初の年でカウントしてください。

Q 4－（１）－⑪ 計画調書の様式１③④に記入する「実際に渡航する学生」には、実渡航とオンラインを組み合わせて実施するハイブリッドの学生を含めてもよいのか。

A. 「実際に渡航する学生」には実渡航のみの学生数を記入し、実渡航とオンラインを組み合わせた交流に参加する学生数は、「実渡航とオンライン受講を行う学生（ハイブリッド）」に記入してください。

Q 4 - (1) - ⑫ 計画調書の様式 11「補助期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。

- A. 事業に係る経費は、「取扱要領 5-1. 直接経費」、「国際化拠点整備事業費補助金 Q & A 3. 補助金執行関係」及び「公募要領（別添 3）経費の使途可能範囲」を踏まえて記入してください。なお、補助事業として実際に取組を開始できるのは選定日ではなく、補助金の交付内定日となりますので、令和 7 年度の経費の積算については令和 7 年 9 月以降に必要となる経費を計上してください。

Q 4 - (1) - ⑬ 計画調書の様式 11「補助期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点は何か。

- A. それぞれの補助対象経費の記入に際しては、具体的な経費の使途がイメージできるよう、各年度の計画における各費目の使途及び積算についてはできるだけ具体的に記入してください。
- また、「設備備品費」「委託費」や「学生支援経費」については、補助対象経費の総額に対する上限割合（設備備品費：70%、委託費：50%、学生支援：30%）がありますので、これらに該当する経費がわかるように具体的に記載してください。

Q 4 - (1) - ⑭ 計画調書の様式 5 で「相手大学の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付」とあるが、申請の段階で大学間交流協定の締結が必須なのか。

- A. 事業計画を実現するためには、大学ごとの役割や実施体制が明確である必要があり、海外連携大学との協力・連携関係が書面で確認されていることが望ましいと考えますが、大学間交流協定の締結が予定されていても、申請期日までに間に合わないなどの場合もあり得ることから、海外連携大学と事前に十分な協議を行った上で、交流プログラムに関し両者が合意していることを確認できる書類の写しを貼付してください。

Q 4 - (1) - ⑮ 計画調書の様式 9「留学モビリティのための基礎的環境整備」②で「外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか」とあるが、具体的に何を行えばよいか。

- A. 本プログラムを通じて相当数の外国人学生を受け入れる際には、外国人学生の日本における安全・安心な生活を保証するとともに、不法就労や不法滞在などの違法活動を防止するためにも、出入国在留管理局や自治体等とも連携して、適切な在籍管理に取り組むことが必要です。具体的には、大学における出欠管理、留学生担任の設置、長期欠席者への指導、除籍者への対応、アルバイトの状況の把握、入国管理局への定期的な報告等が考えられますが、この他にも、以下のような取組が重要です。
- ・ 募集時における注意事項の明記
 - ・ 入学選抜における勉学意欲の確認
 - ・ 経費支弁の確認
 - ・ 入学時のオリエンテーション
 - ・ 連絡先・所在の適切な把握
 - ・ 進学、帰国、就職等の状況把握
 - ・ 受入時、就学中、帰国時における安全保障貿易管理

5. 選定方法等

(2) プログラム委員会による意見

Q 5 - (2) - ① 事業計画が選定される際に、委員会から「事業の改善のための意見」が付された場合、計画調書の計画を修正して再提出する必要があるか。

- A. 計画調書の修正や再提出の必要はありませんが、フォローアップ活動や中間評価、事後評価において、この意見への対応状況についても対象となりますので、当該意見を踏まえて、本事業を実施するようご留意ください。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

Q 6 - (1) - ① 「プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みの構築や、プログラム参加学生に対するアンケートを実施するなど、適切な体制を整備してください。」と記載されているが、必ず外部委員会等を設置しなければならないのか。

- A. 必ずしも新たな外部委員会を設置することを求めるものではありません。プログラムの実施状況について、第三者による評価を受けることは重要であると考えられることから、学校教育法に基づく自己評価や認証評価、国立大学の場合は国立大学法人評価等も活用し、適切に評価を受けることが必要です。また、選定大学におけるこれらの評価の実施状況については、中間評価や事後評価においても確認する予定です。

(3) 成果の発信・普及

Q 6 - (3) - ① 大学の国際化促進フォーラムへの入会は必須か。

- A. 「大学の国際化促進フォーラム」への入会は必須要件としていませんが、プログラムによる成果の発信や、得られたノウハウの横展開等を実施する場として積極的に活用することを推奨しています。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

Q 7 - (1) - ① 計画調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

- A. 提出された計画調書について、計画調書受付期間終了後の差替や訂正は認められません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

Q 8 - (1) - ① 本補助事業に間接経費の配分はあるのか。

- A. ありません。

Q 8 - (1) - ② 本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。

- A. 本補助事業の対象となる経費は、選定大学の規定等に照らし当該大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本プログラムに申請した事業計画の遂行に当たり直接必要な取組に対する経費となります。具体的な費目等については、「取扱要領 5 - 1. 直接経費」、「国際化拠点整備事業費補助金 Q & A 3. 補助金執行関係」及び「公募要領（別添 3）経費の使途可能範囲」をご参照ください。

Q 8 - (1) - ③ 補助対象経費の総額は、補助金申請額と大学負担額を合計した金額とあるが、この場合の大学負担額には、海外連携大学が負担する経費も含めることを想定しているのか。

- A. 補助対象経費の総額は、選定大学及び国内連携大学の補助金額と自己負担額の合計のため、海外連携大学が負担する経費を含めることはできません。ただし、海外連携大学が何らかの形で選定大学等の収入になる経費を支払った場合は、選定大学等の大学負担額を計上することもあり得ると考えています。

Q 8 - (1) - ④ 海外連携大学の備品等を購入することは可能か。

- A. 本補助事業の支援対象は、選定大学（連携して事業を行う機関を含む。）となりますので、海外連携大学の備品等を購入することはできません。

Q 8 - (1) - ⑤ プログラムで実施する取組に国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生を TA や SA のような立場で参加させる場合に、当該学生に対して旅費や交通費を本補助金から支出することは可能か。

- A. 当該学生の参加が、プログラムの実施にとって必要不可欠なのであれば、当該学生を参加させるための旅費や交通費を負担することは可能です。その際、同大学における TA や SA などの雇用・活動に関する規定等に基づき適切に支出してください。

※ここで言及している「交通費」とは、旅費に該当しない近距離の交通費（交通機関の利用料等）です。連携大学の学生が否かにかかわらず、学生支援経費としてこれらの交通費を支出することはできません。

Q 8 - (1) - ⑥ 学生への修学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

- A. 本補助金は選定されたプログラムの実施に係る教育活動に充当されるものであり、学生が通常負担する立替払いなどの交通費等の支出に対しては、原則として本補助金から支出することはできません。ただし、学生支援経費として、交流プログラムの実施における学生の受入・派遣に係る航空券代、ホテル宿泊費や宿舍借上にかかる施設・設備使用料等、宿泊施設手配のための費用について、本補助事業の実施に不可欠なものとして、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これにかかる経費を負担した場合に限り、その大学の支出について補助金から負担することができます。

なお、この学生支援経費は、原則として補助対象経費の総額の 30% を超えないでください。

また、これらの学生支援のための経費については、恣意的な使途とならないよう、大学で、学生の選定基準・方法等について規程等を定め、これに基づき、対象となる学生の選定等について公平かつ適切に実施してください（不適切な運用が確認された場合、補助金を返還していただきますので、十分ご留意ください。）。なお、「国際化拠点整備事業費補助金 Q & A」の Q 2 - 3 において、補助事業の経理管理のための特別な規定の設置を禁止していますが、学生の選定基準・方法等についての規定等の整備は、この例外とします。

Q 8 - (1) - ⑦ 公募要領(別添3)「学生支援経費は、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないください。」とは、どういう意味か。

- A. 補助対象経費の総額とは、補助金申請額と大学負担額を合計した金額であり、その金額の30%まで学生支援のための経費に充当できます。補助金申請額の30%ではないためご注意ください。
なお、額の確定の結果、一部返還額が生じ、補助対象経費の総額が減額された結果、学生支援経費の割合が30%を超えてしまう場合は、その超過分も返還の対象となるためご注意ください。

Q 8 - (1) - ⑧ 学生支援経費にて学生の派遣を行う際に、日本を含まない2国間、例えばアフリカ諸国間の交流において、補助金から旅費を支出することは可能か。

- A. 対象国間の移動を交流プログラムとして企画するものであれば、補助金からの支出は可能です。ただし、学生支援経費は、航空機と宿泊費に限定されますので、鉄道での移動にかかる経費はすべて支出不可です。

Q 8 - (1) - ⑨ 学生への支援として航空券代や宿泊費を支援する場合、大学が主体となって契約しなければならないのか。

- A. その通りです。立替払いなどにより学生個人が負担した経費を、事後的に当補助金から金銭補助することはできません。

Q 8 - (1) - ⑩ 学生がプログラムに参加するに際し、授業料やプログラム受講料が必要となる場合、当該費用に対して補助金を充当することは可能か。

- A. 授業料やプログラム受講料等、学生個人に課される費用は、本人が負担すべきものであることから、補助の対象とはなりません。

Q 8 - (1) - ⑪ 海外へ派遣する学生に対し、学生支援経費を支出する場合、その対象は日本人学生(日本国籍を有する学生)に限定されるか。

- A. 海外へ派遣する学生に対し、学生支援経費を支出する場合、原則としてその対象は日本人学生(日本国籍を有する学生)です。ただし、採択大学で学位取得を目的として正規課程に在籍する外国籍の学生(日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む))を含めることは可能です。大学の世界展開力強化事業は教育未来創造会議の第二次提言に掲げる目標(2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣)達成を一つの成果目標としており、当該目標達成のため、派遣学生への学生支援経費の対象は、原則として日本人学生のみとしています。令和6年度までの取扱いとは異なりますのでご注意ください。ただし、プログラムの趣旨に鑑みて真に必要な場合は、個別に文部科学省にお問い合わせください。

Q 8 - (1) - ⑫ 学生支援経費による支援の対象となる学生の選考に関する規程を定めるに当たっての留意点はあるか。

- A. 選考規定や募集要項等への記載内容については、プログラムの形態により、必要な内容は異なるものと考えられ、一概には言えませんが、基本的には、選考手続、選考基準(成績・語学力等)、受給資格・条件、支給額、学生支援経費の打ち切りや採用の取り消し等の条件などが考えられます。
なお、学生によって取扱いが異なることがないように、あらかじめ規定しておくもののほか、必要に応じてプログラムに参加する大学間で協議のうえ、運用上の取扱いを随時明確化することが望ましいと考えられます。

Q 8 - (1) - ⑬ プログラムの中で学生が施設見学等を実施する場合、当該施設見学にかかる費用（施設見学科料等）を支出することは可能か。

A. プログラムや科目の一環として当該施設の見学が真に必要であり、かつ教育効果を高めるものと認められる場合に限り、支出可能です。単なる観光・娯楽目的のものは不可です。
なお、施設見学科料は、学生支援経費ではない「その他（諸経費）」として計上してください。

Q 8 - (1) - ⑭ 学生プログラムの参加に係る電車代について、学生支援経費として支出可能か。

A. 国内移動・国外移動ともに、学生支援経費としての電車代（新幹線・特急含む）は支出不可です。

Q 8 - (1) - ⑮ 学生支援経費として、国内移動に係る交通費や乗車回数券等には原則として使用できないと記載されているが、例外的に使用できる場合としてはどのようなことが想定されるか。

A. 受入・派遣学生の出入国に伴い国内トランジットが必要な場合については、国内移動であっても支出が認められます。（例：北海道の大学等がインドからの留学生を受入れるに際し、①ニューデリーー東京、②東京ー新千歳の航空券代が発生する場合、②の区間については国内移動ではあるものの、当補助金から航空券代の支出が可能です。）

Q 8 - (1) - ⑯ 受入れた外国人学生の宿舎として大学自己所有の留学生宿舎を借上げるために本補助金から支出することは可能か。

A. 受入れた外国人学生の宿舎の借上げについては、大学が契約主体として宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合、本補助金から支出することは可能であり、それが自己の所有する施設であっても妨げられるものではありませんが、次の点によく留意し、適切にご判断ください。

- 当該宿舎の宿舎管理規程等において、大学自身が借主となることが可能か。
- 他の外国人学生の入居機会を減らすこととなり、当該宿舎の設置目的や大学の外国人受入れ政策上、不適切なものとなっていないか。
- 他の民間宿舎の市場価格に比べ不当に高い契約となるなど不適切な契約となっていないか。

Q 8 - (1) - ⑰ 宿泊施設を利用する際の朝食等の食事代は支出可能か。

A. 食事代は、一般的に学生本人が負担することが適当と考えられますので支出不可です。領収書等を分けるなどにより、宿泊に係る経費のみを支出するようにしてください。

Q 8 - (1) - ⑱ 学生の海外への派遣及び海外からの受入に係る「旅券」や「査証」等の取得・申請手数料に対し、学生支援経費として補助金から支出を行うことは可能か。また、学生支援の経費として宿舎借上のための施設・設備使用料への支出を行う場合、当該宿舎使用に係る「電気代」や「水道代」を宿舎借上のための施設・設備使用料に含めてよい。

A. これらの経費については、学生支援経費に該当するか否かに関わらず、補助金からの支援の対象外となります。

（認められない経費の例）

- ・ 学生の海外への派遣及び海外からの受入に係る「旅券」や「査証」等の取得・申請手数料
- ・ 当該宿舎使用に係る「電気代」や「水道代」
- ・ 当該宿舎において支給される「食事代」
- ・ インターネット接続料金

なお、宿舎等に関する学生支援経費からの支出が認められる経費の例としては、以下のものがあげられます。

- ・ 宿舎借上げのための家賃
- ・ 民間宿舎を借り上げる契約に係る費用（敷金、礼金、仲介手数料、掛け捨ての保険料等）
- ・ 管理委託会社への支払（管理費、共益費）
- ・ 民間宿舎借上げに伴う修繕費や原状回復費用（重大な過失で深刻な被害を施設に与えた場合を除く）

Q 8－（１）－⑲ 設備備品費、委託費、学生支援経費については、補助対象経費の総額を基準に上限が定められているが、補助対象経費は補助事業に要した補助対象経費の総額（実支出額）を指すのか、あるいは交付決定に係る補助対象経費の総額を指すのか。

A. 交付決定を行う際には、交付決定に係る補助対象経費が基準となります。また、額の確定を行う際には、補助事業に要した補助対象経費の総額（実支出額）が基準となります。

Q 8－（１）－⑳ 本補助事業において、学生の受入・派遣に係る航空券を支給した学生に、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度による奨学金を支給することは可能か。

A. 当該学生に対して、海外留学支援制度の奨学金を支給することは差し支えありません。また、他の民間等における奨学金も一般的には受給可能と考えられますが、奨学金によっては、不可となる場合もあり得ますので、当該奨学金の実施団体等に詳細をご確認ください。

Q 8－（１）－㉑ 海外留学支援制度の令和 7 年度分の希望数について、「公募申請時に別添の書類にてご提出ください」と記載されているが、どのように提出すればよいのか。

A. 公募申請とあわせて、2025 年 5 月 23 日（金）までに以下のフォームスからご申請ください。
<https://forms.office.com/r/NXXQjnrzjb>

9. その他

Q 9－（１）－① その他、プログラムの構築・実施にあたり積極的な対応が望まれることはあるか。

A. 事業計画の内容についての相談・アドバイスなどは一切できません。ただし、公募要領の内容・申請書等の記入方法や補助金の執行等については、随時質問を受け付けています。

Q 9－（１）－② プログラムを構築する上で、連携が期待されるアフリカにおける枠組み例はあるか。

A. 例えば、世界銀行においては、STEM 教育等の強化プロジェクトである「ACE」(Africa Centers of Excellence) や、PhD 奨学金の付与等からなるプロジェクトである「PASET」(Partnership for Skills in Applied Sciences, Engineering and Technology) を実施しています。これらのプロジェクトへの申請・選定により、大学の世界展開力強化事業において構築・実施するプログラムとの相乗効果が見込まれる場合は、積極的な連携が期待されます。両プロジェクトの詳細は以下 URL をご参照ください。

<参照 WEB サイト URL>

- ・ ACE : <https://ace.aau.org/>
- ・ PASET : <https://www.rsif-paset.org/>

Q 9 - (1) - ③ その他、プログラムの構築・実施にあたり積極的な対応が望まれることはあるか。

- A. 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成 22 年 5 月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報を積極的に発信することが望まれます。

Q 9 - (1) - ④ Q 9 - (1) - ③で言及されている「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」とは何か。どこまで公表すればよいのか。

- A. 中央教育審議会大学分科会大学教育の検討に関する作業部会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ（※）において、平成 22 年 5 月に「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」が取りまとめられました。本プログラムへの申請に当たっては、これに掲げられた項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が求められておりますので、積極的に対応ください。

また、より積極的な情報発信として、「大学ポートレート（国際発信版）」（平成 30 年 10 月公表開始）において、海外大学関係者を含む専門家によって決定された、日本の大学への留学を希望する海外の学生に向けて大学が公表すべき事項が整理されていますので、参考にしてください。なお、公表の様式や方法については大学に委ねられていますので、学内の関係部署と調整・検討の上で適切に実施してください。

※「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成 22 年 5 月 12 日国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ）

<文部科学省 WEB サイト URL>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1294329.htm

<独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 WEB サイト URL>

・大学ポートレート国際版：

<https://www.niad.ac.jp/notice/news2018/quality2018/jpcupj.html>

・掲載項目リスト：

https://jpcup.niad.ac.jp/library/pdf/list_of_data_items.pdf

・掲載項目リストの掲載場所：

<https://jpcup.niad.ac.jp/what-jpcup.html>

Q 9 - (1) - ⑤ プログラムを構想するにあたり、大学における国際化に向けた取組や、国際的な業務に従事する専門職員の育成等に当たって、参考になる資料は何かあるか。

- A. 文部科学省において、令和 6 年度先導的大学改革推進委託事業「大学の国際化」に関する調査研究（国際的な業務に従事する大学の職員の国際比較を含む）として、我が国の大学における効果的・持続的な国際化の取組への支援の参考とするため、諸外国における大学の国際化の方針及び基準や、国内外の大学が国際化に取り組むにあたって直面している課題、国際業務に精通した職員の効果的な採用・育成・配置方法等やこれらについての国内外の先進事例や課題を調査・整理しました。特に、「第三部 第 3 章 2. 大学における今後の取組に関する示唆」においては、大学の更なる国際化に向けた今後の取組のうち、大学における今後の取組として（1）大学組織、（2）国際担当専門職員の採用・配置、（3）国際担当専門職員の育成、（4）国際担当専門職員の職務環境、（5）海外大学との連携や学生の派遣・受入という 5 点に対する示唆を取りまとめているので、積極的にご活用ください。

<文部科学省 WEB サイト URL>

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418420_00001.htm